

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛先) 京 都 府 知 事		平成26年 6月25日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府八幡市八幡園内75		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 八幡市 市長 堀口 文昭
環境マネジメントシステムの名称	KES・環境マネジメントシステムスタンダード(ステップ1)	
適用範囲	本庁舎及び八幡市全施設	
導入年月日	2011年 1月 1日	
認証番号	KES1-1136	
基本方針	平成13年10月に「人と自然が共生する環境にやさしいまち」を望ましい環境像とする「八幡市環境計画」を策定し、翌年4月に市民・事業者・行政が協働する決意の表明として「環境自治体宣言」を行いました。方針として、八幡市は、全ての事務及び事業における環境影響を低減するとともに、環境方針(環境改善への決意)に基づき、環境マネジメントシステムを運用して環境保全に努めます。	
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標(以下「目標」という。)	平成23年度にエコ・オフィス計画を全面に見直し、第2次八幡市エコ・オフィス計画を策定。本計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、市が行う事務及び事業を対象に、平成21年度を基準年度として、温室効果ガス総排出量を平成27年度までに5%削減目標といたしました。 ・施設エネルギーの使用量を二酸化炭素換算で、平成21年度比で5%削減。 ・水道の使用量を平成21年度比概ね5%削減。 ・廃棄物の排出量を平成21年度比5%削減。 ・メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの排出量を平成21年度基準として、削減に努める。 ・コピー用紙は、古紙配合率のより高い製品を使用する。トイレットペーパーにおいても、古紙配合率のより高い製品を使用する。 また、環境方針(環境改善への決意) (1) 省エネルギーの推進 (2) 省資源の推進 (3) 環境啓発活動の実施 を環境管理重点テーマとして取り組みます。	
目標を達成するための取組の内容	別紙「目標を達成するための取組の内容」参照	
目標を達成するための取組の進捗状況	平成23年度にエコ・オフィス計画を全面に見直し、第2次八幡市エコ・オフィス計画を策定。本計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間に市が行う事務及び事業を対象に、平成21年度を基準年度として算出。 ・市の事務事業から発生する温室効果ガスの排出量、平成21年度比で平成25年度1.6%削減。 ・施設エネルギーの使用量、二酸化炭素換算、平成21年度比で平成25年度0.075%増。 水道の使用量、平成21年度比で平成25年度12.6%削減。 ・廃棄物の排出量、平成21年度比平成25年度9.3%増加。	
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	平成23年度から上記記載の「目標」の基準年度を平成21年度比とし、更なるエネルギー使用量等の削減が求められている。本年度においても省エネルギー、省資源の削減を始めた環境方針に取り組んだ結果、電力使用量、水道使用量、環境啓発活動ともほぼ順調との評価をしている。	
事業活動に係る法令の遵守の状況	KES・環境マネジメントシステム規格マニュアルにおいて、適用を受ける法的及びその他の要求事項への遵守状況を定期的に監視・評価するため、「法的及びその他の要求事項チェック表」にて年1回(11月)に業務点検を行っている。これまでKES審査で、順法性に問題がみられないとの審査結果報告を受けている。	
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	市環境マネジメントシステムがKES・ステップ1の要求事項に対して、継続的に適切で、妥当でかつ有効であることを確認するため最高責任者(市長)評価記録により年1回評価・見直しを実施する。指摘事項があった項目については改善内容を明確にし、環境管理総括責任者(環境経済部長)を通して環境管理責任者(各部長)に修正改善及び変更の処置をとる。また環境改善目標について、年1回市の事務・事業において環境に著しく影響を及ぼす項目を調査し、各所属で環境改善目標を設定する。平成25年度は引き続いて昨年度と同様の目標で取り組み継続的改善を図った。	

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合のみ記入してください。